

令和6年第1回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月12日（金）午前9時30分から10時28分
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 （15人）

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	稲村 健一 君	4番	川崎 良巳 君
5番	高橋 克 君	6番	竹原 誠 君
7番	佐々木 一 榮 君	8番	中川原 扶貴子 君
9番	鳥谷部 甚一郎 君	10番	中里 登 君
13番	鈴木 徳治 君	14番	三浦 弘文 君
16番	柏田 雅俊 君	17番	沼沢 こえ子 君
18番	高村 國昭 君		

4. 欠席委員            11番 豊川 敏雄 君            12番 大沢 トモ子 君  
                          15番 佐々木 喜克 君

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 業務報告
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第2号 法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について
- 第4 議案第1号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について  
議案第2号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
議案第6号 令和5年農作業料金・農業労賃に関する調査について  
議案第7号 五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小村 隆幸 君
事務局次長	大沢 直明 君
総務班長	小泉 安子 君
主査	大澤 翔太 君

## 7. 会議の概要

議長（岩井）	<p>ただ今から、令和6年第1回五戸町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところご参集くださいます、厚くお礼申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局（小村）	<p>本日、11番豊川敏雄委員、12番大沢トモ子委員、15番佐々木喜克委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は15名となります。</p> <p>それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。</p>
議長（岩井）	<p>これより議事に入ります。日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。</p> <p>会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>それでは、6番竹原誠委員と13番鈴木徳治委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局の大沢次長を指名します。</p>
議長（岩井）	<p>それでは、日程第2業務報告について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>〔業務報告の朗読及び説明〕</p>
議長（岩井）	<p>ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上で日程第2業務報告を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>次に、日程第3報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

事務局（小泉）	<p>それでは議案書の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。今月の通知書の受理は3件です。各農地の所在及び貸付人・借受人については記載のとおりです。</p> <p>1番は、田、面積は2,595㎡。湿田で作付けに適さないため解約するものです。</p> <p>2番は、田、面積は2,480㎡。1番と同様、湿田で作付けに適さないため解約するものです。</p> <p>3番は、田、面積は2,737㎡。借受人が当該農地を購入するため解約するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長（岩井）	<p>ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>特に発言がないようですので、報告第1号を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>次に、報告第2号「法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大澤）	<p>それでは議案書の2ページ、報告第2号と参考資料の5ページをご覧ください。</p> <p>「法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について」令和5年12月18日付け登日記第376号の農地の転用事実に関する照会書について、登記簿上の地目が農地である土地の農地以外の地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて昭和56年8月28日農林水産構造改善局長通達に基づき、令和6年1月5日に農業委員3名と事務局で現地調査を行い下記のとおり回答したので報告いたします。</p> <p>1番は、畑、面積は350㎡です。現地調査の結果、現況は宅地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長（岩井）	<p>ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（質問・意見なし）</p>

議 長（岩井）

よろしいですか。  
特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議 長（岩井）

次に、日程第4議案第1号「贈与税の納税猶予に関する証明について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局（小泉）

それでは議案書の3ページ議案第1号をご覧ください。贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について、贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。

なお、証明願が遅延し提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認するものです。1議案4件です。

これは、農業後継者が農業を営む人から農地等の生前一括贈与を受けて農業を継続する場合には、一定の要件の下に、贈与者又は受贈者が死亡するまで贈与税の納税が猶予される特例です。

また、要件として受贈者は引き続き3年以上農業に従事し、贈与を受けた農地等で農業経営を行うこと及び申告期限から3年目毎に税務署長に「継続届出書」を提出することになっています。その届出書に添付が必要とされているのが、「引き続き農業経営を行っている等の農業委員会の証明書」です。令和5年の贈与税納税猶予継続対象者はご覧のとおりです。

以上です。

議 長（岩井）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議 長（岩井）

よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井）

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（岩井）

次に、議案第2号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局（小泉）

それでは議案書の5ページ議案第2号をご覧ください。不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について、不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている別紙の受贈者は、地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行なっていることの承認を求めるものです。

なお、証明願いが遅延し提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認するものです。1議案1件です。

この不動産取得税の徴収猶予を受けるための要件は贈与税の納税猶予の特例と殆んど同じで、農地等を取得した年の翌年の3月15日の翌日から起算して3年毎に、地域県民局長に「農地等の一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書」を提出することになっております。

その届出書に添付が必要とされているのが、「引き続き農業経営を行っている等の農業委員会の証明書」です。令和5年の不動産取得税の徴収猶予対象者はご覧のとおりです。

以上です。

議長（岩井）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（岩井）

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井）

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井）

ここで農地調査会、今月の調査委員は、7番佐々木一榮委員と17番沼沢こえ子委員です。調査委員席に、ご着席ください。

（調査委員席に、着席）

議長（岩井）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（小泉）

それでは議案書の7ページ議案第3号と、参考資料の8ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を

	<p>求めるものです。今月の許可申請は、1議案2件です。1番と2番は、売買による所有権移転に関する件です。各農地の所在及び譲渡人・譲受人については記載のとおりです。</p> <p>1番は、田、面積は2,737㎡です。</p> <p>2番は、畑、面積は1,666㎡です。</p> <p>1番と2番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大・効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご参考までに売買価格をお知らせします。</p> <p>1番の売買価格は、827,940円、10aあたり302,000円です。</p> <p>2番の売買価格は、140,000円、10aあたり84,000円です。</p> <p>以上です。</p>
議 長（岩井）	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、沼沢こえ子委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
調査委員（沼沢）	<p>農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。</p> <p>議案書の7ページ議案第3号と参考資料8ページをご覧ください。</p> <p>1月5日に、岩井会長と佐々木一榮委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。</p> <p>1番は、譲渡人と譲受人は知人で、以前から譲受人と貸借し耕作してもらっていましたが、譲渡人には農業後継者がなく、高齢になり農地を整理するため、譲渡人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。</p> <p>2番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲受人が所有する農地の隣が数年前から休耕地と知り、譲受人は、経営規模の拡大を図るため、譲受人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、ニンニクを作付けするそうです。</p> <p>以上で調査結果の報告を終わります。</p>
議 長（岩井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
6 番（竹原）	<p>2番ですが、譲渡人も譲受人も新郷村の人だが、この件については新郷の農業委員会にも知らせるのか。</p>
事務局（小泉）	<p>農地の移動や貸借関係については、事務局に通知を出しています。</p>
議 長（岩井）	<p>その他、ありますか。</p>

	<p>よろしいですか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長 (岩井)	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 (岩井)	<p>全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長 (岩井)	<p>次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (大澤)	<p>それでは、議案書の8ページ、参考資料の12ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。</p> <p>今月の許可申請は、1議案1件です。農地の所在及び譲渡人・譲受人については記載のとおりです。</p> <p>1番は、畑、面積は263㎡。転用目的は、宅地です。農地区分は、その他の第2種農地と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長 (岩井)	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、佐々木一榮委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
調査委員 (佐々木)	<p>農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。議案書の8ページ議案第4号と、参考資料の12ページをご覧ください。3条申請と同じく、1月5日に現地調査を行いました。</p> <p>1番は、申請地において自己居住用の住宅を建設する計画です。周囲は、北側は畑、東側と西側は宅地、南側は県道となっております。汚水等は合併浄化槽にて処理し、雨水は敷地内に浸透枡を設置して処理するため、周囲に影響が無いことを確認しております。</p> <p>以上で調査結果の報告を終わります。</p>

議 長（岩井）

ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議 長（岩井）

よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は  
挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井）

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり許可相当とし  
て、県知事に意見を送付いたします。  
調査委員の方々、ありがとうございました。  
指定席にお戻りください。

（調査委員 指定席に戻る）

議 長（岩井）

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利  
用集積計画の承認について」を議題とします。

議案第5号の1番については、佐々木 一榮 委員に関する事  
案であるため、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に  
より、議事参与が制限されますので、審議終了まで退室をお願い  
します。

（佐々木 一榮 委員、退席・退室）

議 長（岩井）

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤）

それでは議案書の9ページ、議案第5号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認につ  
いて、農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律（令和4年法  
律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例による  
こととされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化  
促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画  
の決定について意見を求めるものです。

五戸町長より令和5年12月25日付け五農林第280号で農用地  
利用集積計画の決定を求められています。1議案5件で、合計面  
積は12,690㎡です。議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額  
です。

1番から5番は、利用権設定による貸借です。各農地の所在及  
び利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者については記載  
のとおりです。



	<p>1 番は、田、面積は 3,029 m<sup>2</sup>。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 10,000 円、年 30,000 円です。水稻を作付けする予定です。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長 (岩井)	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長 (岩井)	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 5 号の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長 (岩井)	<p>全員賛成ですので、議案第 5 号の 1 番は、原案のとおり決定しました。ここで、佐々木 一榮 委員を入室させてください。</p> <p>(佐々木 一榮 委員、入室・着席)</p>
議 長 (岩井)	<p>次に、議案第 5 号の 2 番から 5 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (大澤)	<p>それでは、議案第 5 号の 2 番からご説明いたします。</p> <p>2 番は、田、計 2 筆、面積は合計 1,901 m<sup>2</sup>。5 年の使用貸借です。牧草を作付けする予定です。</p> <p>3 番は、田、計 2 筆、面積は合計 3,454 m<sup>2</sup>。5 年の賃貸借で、賃借料は、水利費です。水稻を作付けする予定です。</p> <p>4 番は、田、面積は 2,925 m<sup>2</sup>。3 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 2,000 円、年 5,850 円です。水稻を作付けする予定です。</p> <p>5 番は、田、面積は 1,381 m<sup>2</sup>。3 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 14,000 円、年 19,000 円です。水稻を作付けする予定です。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

議 長（岩井）	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
6 番（竹原）	4 番ですが、賃借料が二千円ということですが、他もこのような設定なのか。
事務局（大澤）	再設定ですので、条件は前回と同様です。
議 長（岩井）	ここで暫時休憩します。  （休憩）
議 長（岩井）	休憩前に引き続き会議を開きます。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  （質問・意見なし）
議 長（岩井）	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 5 号の 2 番から 5 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  （全員挙手）
議 長（岩井）	全員賛成ですので、議案第 5 号の 2 番から 5 番は、原案のとおり決定しました。
議 長（岩井）	次に、議案第 6 号「令和 5 年農作業料金・農業労賃に関する調査について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局（大沢）	議案書の 11 ページ、議案第 6 号をご覧ください。 令和 5 年農作業料金・農業労賃に関する調査について承認を求めます。 毎年、全国農業会議所及び青森県農業会議から調査を求められているもので、調査の目的は、農作業の受託料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準について地域別に把握し、適正かつ合理的な標準賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進を行い、農業就業構造ならびに農業経営の改善に資することを目的としております。 調査項目は、5 項目あります。1 つ目が、水稻作の部分・全面作業受委託料金、2 つ目が、オペレーター賃金、3 つ目が、農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金、4 つ目が、農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の協定状況、5 つ目が、町内ならびに近郊の農

	<p>外諸賃金となっております。</p> <p>それぞれの金額については、12 ページに記載のとおりでございますが、町の農作業労働賃金等標準額、倉石地域航空防除実施協議会資料、法人くらし総会資料、JA 八戸からの資料などを基に記載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長（岩井）	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
13 番（鳥谷部）	去年と変わった所はありますか。
事務局（大沢）	生産組織との関係が全体的に上がっています。金額については下がっているものはないです。
議 長（岩井）	その他、ございますか。
13 番（鈴木）	ラジコン、ドローンは、まだやっていないか。
事務局（大沢）	項目はないですが、航空防除の中に入っています。
議 長（岩井）	その他、ございますか。
6 番（竹原）	6 年度の賃金をこれから決めると思うが、推進委員の方から意見と聞く場を設けたらどうか。よろしくお願ひしたい。
事務局（大沢）	7 年度からは推進委員の意見を聞いていきたいと思ひます。
議 長（岩井）	<p>その他、ありますか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議 長（岩井）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議 長（岩井）	全員賛成ですので、議案第 6 号は原案のとおり決定いたしました。
議 長（岩井）	<p>次に、議案第 7 号「五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

事務局（大沢）

議案書の13ページ議案第7号と参考資料22ページをご覧ください。

五戸町長より令和6年1月9日付け、五農林第279号、五戸農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求められております。1議案12件です。

土地の所在は、大字上市川字中山前の田12筆、合計面積14,691㎡、除外理由は10月に説明した北市川地域農用地保全計画に関連した産直施設等用地として使用するためとなっております。

周囲の状況は、北側は町道、東側は田、南側はコンビニと田、西側は県道に面しております。

説明は以上となります。

議長（岩井）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長（岩井）

ここで暫時休憩します。

（休憩）

議長（岩井）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（岩井）

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井）

全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって、令和6年第1回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和6年第1回五戸町農業委員会総会催日時 令和6年1月12日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員